

論 文

ポスト・フォーディズムの経済と国家

—現代国家の形態と機能の変容—

若 森 章 孝

はじめに

国家というものをなんらかの形で前提することなしに、経済学の議論を展開することは不可能であるように思われる。すべての経済学者は、明示的に表明しないとしても、一定の国家観を前提として自説を述べているのである。「市場の失敗」を強調し「大きな政府」を主張するケインズ主義的見解も、「政府の失敗」を強調し「市場による自生的秩序の回復」を主張する新自由主義的見解も、それぞれ独自の国家論を想定している議論である。しかし、経済学派ないし経済学者が自分たちの議論の前提になっている国家論を積極的に展開することはきわめて少ないのである。自明の前提になっている「国家についての想定」を理論化するためには、固有の方法と概念的枠組みを工夫する必要があるが、このような工夫を伝統的な経済学の土俵の中で考案することが困難であることが、経済学者が国家論に消極的な理由であろう。

だが、「20世紀的なもの」のすべてが枯渇し再編成を余儀なくされている今日、とりわけ、これまでの経済学的議論の暗黙の前提であった国民国家が急速に変容しつつあるために国家が「二重の危機」¹⁾に直面している今日、経済学者

1) 溪内謙(1988)によれば、「国家の二重の危機」のうちの一つは、「生産力の水準が国民国家の枠組みのなかに納まりきれないほどに高度化している普遍的傾向と政治世界でそれに逆行するかのようになショナリズムへの回帰がかえって強まっている個別化傾向との矛盾から生じている危機」あり、もうひとつは「経済・社会に対する国家の制御能力への信認の喪失化傾向と、国家にかわるべき代替的な公共的枠組みが依然

は国民国家変容の基盤である経済過程の変容を解明すると同時に、経済/国家関係の変容を国家論の積極的な展開にもとづいて分析する必要があると思われる。なかでも「制度化された妥協」という独自の国家理解にもとづいてフォーディズム的發展様式(大量消費をとまう大量生産)における国家形態(挿入国家の一形態としてのケインズ=ベヴァリッジ型国家)を分析してきたレギュラシオン学派にとって、フォーディズム解体以後における国家形態の研究は、無視できない重要な課題になっている。新古典派の異端と問題関心を共有しつつ「マクロ経済のミクロ的基礎」としての「(企業)組織」に注目することによって、レギュラシオン理論を「制度(マクロ)と組織(ミクロ)の経済学」として展開しようとする最近の動向も、最も重要な制度的形態である国家やそれと不可分な「所有」についての本格的な議論を早晚余儀なくされるであろう²⁾。以下本稿では、レギュラシオン理論の立場から現在の国家の危機を分析し、フォーディズムの危機から生まれつつある新しい国家形態の特質を検討するが、第1節ではその前提として、レギュラシオン理論に特徴的な「制度化された妥協」という国家规定および「挿入国家」というフォーディズムに特徴的な国家介入の型を簡単に説明しておくことにしたい。

1 レギュラシオン理論における国家論

レギュラシオン理論の関心は、「理念としての資本主義」を想定して資本主義経済一般の法則を研究する(あるいはすべての経済現象を一般法則から演繹したり、それを一般法則に還元する)ことではなく、資本主義の「経済的・社会的動態の時

未形成であることの結果としての、……政治的・法的な側面における権威主義傾向の温存ないし強化……との矛盾から生じる危機である」(29ページ)。本稿では前者の危機を、フォーディズム的蓄積体制の危機と新しい社会的妥協(調整様式)形成の困難性の問題として、また後者の危機を、挿入国家の一形態であるケインズ=ベヴァリッジ型国家の危機と挿入国家の新しい形態および社会的妥協レベルの重層化の問題として検討する。

2) 若森章孝・大田一廣(1994)を参照のこと。

間的・空間的可変性³⁾を理解することであるが、この「可変性」を説明するうえで、「制度諸形態」（「構造的諸形態」）および制度諸形態全体から構成される調整様式という概念装置が重要な意味をもっている。この制度諸形態は、資本主義経済の基本的社会関係の矛盾（私的労働／社会的労働の矛盾、資本／労働の矛盾）が「もって運動する形態」であり、各国民的社会構成体における諸階級間および諸集団間のコンフリクトを通じて「歴史的」に形成されるものである。ここで重要なのは、制度諸形態は矛盾や闘争を解消するのではなく、それらが展開する歴史的・社会的形態であることである。したがって、レギュラシオン理論は矛盾や闘争を軽視しているというしばしばなされる批判的外れである。矛盾や闘争や蓄積原理を制約し方向づける歴史的に形成された制度的枠組み総体の解明こそが重要なのである。基本的社会関係とその制度諸形態の関係について、ボワイエのように「制度」を資本主義の基本的社会関係をゴード化したすべてのものと定義するとしても、矛盾や闘争の側面が無視されているわけではないのである⁴⁾。すなわち、「賃労働関係の形態」は、資本／労働の矛盾とその制度諸形態の統一である。また、「貨幣制約の形態」は、私的労働／社会的労働の矛盾とその制度諸形態の統一である。

このような制度諸形態の一つとして、経済／国家関係のあり方である「国家介入の型」があり、それは賃労働関係の形態や貨幣制約の形態や資本間の競争形態の変容とともに歴史的に変容する。すなわち、国家介入の型は、19世紀資本主義の競争的調整様式を構成する「限定国家」（インフラと所有権の保証の国家）から、20世紀資本主義（フォーディズム）の管理主義的調整様式を構成する「挿入国家」の一形態（賃労働関係と貨幣制約の形態の再生産にも介入する国家）へと変容するのである。しかし、リピエッツが指摘するように、国家は「調整の原器（アルケティブ）」⁵⁾とも言うべき制度形態であって、諸階級・諸集団が闘争にお

3) Boyer R. (1986a), p. 37. 訳, 61ページ。

4) *Ibid.*, p. 48. 訳, 78ページ。

5) Lipietz A. (1985b), p. 19. 訳, 32ページ。

いて燃え尽きたり共倒れに終わることなく、支配的階級のヘゲモニーの下で社会的妥協に到達するような、諸階級や諸集団のあいだの「妥協」の前提になるところの「主権についての同意」を意味するような、政治的な空間である。この「主権についての同意」は、近代においては国民国家の形態をとっている⁶⁾。国家は国民の名において、諸階級・諸集団間の闘争を通じて生まれた妥協や合意や各種のノルムを正統化し、ゲームのルールとしての調整様式に規範的形態を付与するのである。国家はこのような意味で「制度化された妥協」という性格を有する独自の制度であり、「それを通じて合意が制度化される場所」にはかならない。大量生産と大量消費を媒介するフォード的賃労働関係の諸形態(団体交渉制度、社会保障制度、最低賃金制度、いわゆるフォード主義的労使妥協、各種の消費者信用制度)が発展するとともに、「制度化された妥協」としての国家規定は次第にリアリティを帯びるようになる。フォードイズムにおける国家は、蓄積過程の緊張や歪みを解消するために(ケインズ型国家)、また医療や教育や年金といった「社会的なもの」を市場の論理とは別のやり方で保証するために(ベヴァリッジ型国家)社会経済に積極的に介入する、挿入国家の最初の形態である⁷⁾。つぎの節では、このような挿入国家の危機が分析される。

2 現代国家の危機の背後にあるもの／フォードイズムの危機

先進工業諸国は第二次世界大戦後、資本主義の長い歴史の中でかつて例を見ないような「高度成長」(旧西ドイツの「奇跡の復興」、フランスの「栄光の30年」)を経験し、いわゆる「資本主義の黄金時代」(マディソン)を作り出した。高度成長時代に照応する国家は、ケインズ型国家、フォード主義的国家、社会国家、福祉国家、介入主義国家のようなさまざまな呼び名をもっているが、その共通の特徴は、現代国家が、所有権の保護や社会的共通資本の整備という伝統的な役割にとどまらず、経済成長のプロセスや「雇用、医療、教育、住宅、高齢者

6) Lipietz A. (1988), pp. 18-19.

7) 以上の第1節は、若森章孝(1986)の要約である。詳しくはこの論文を参照のこと。

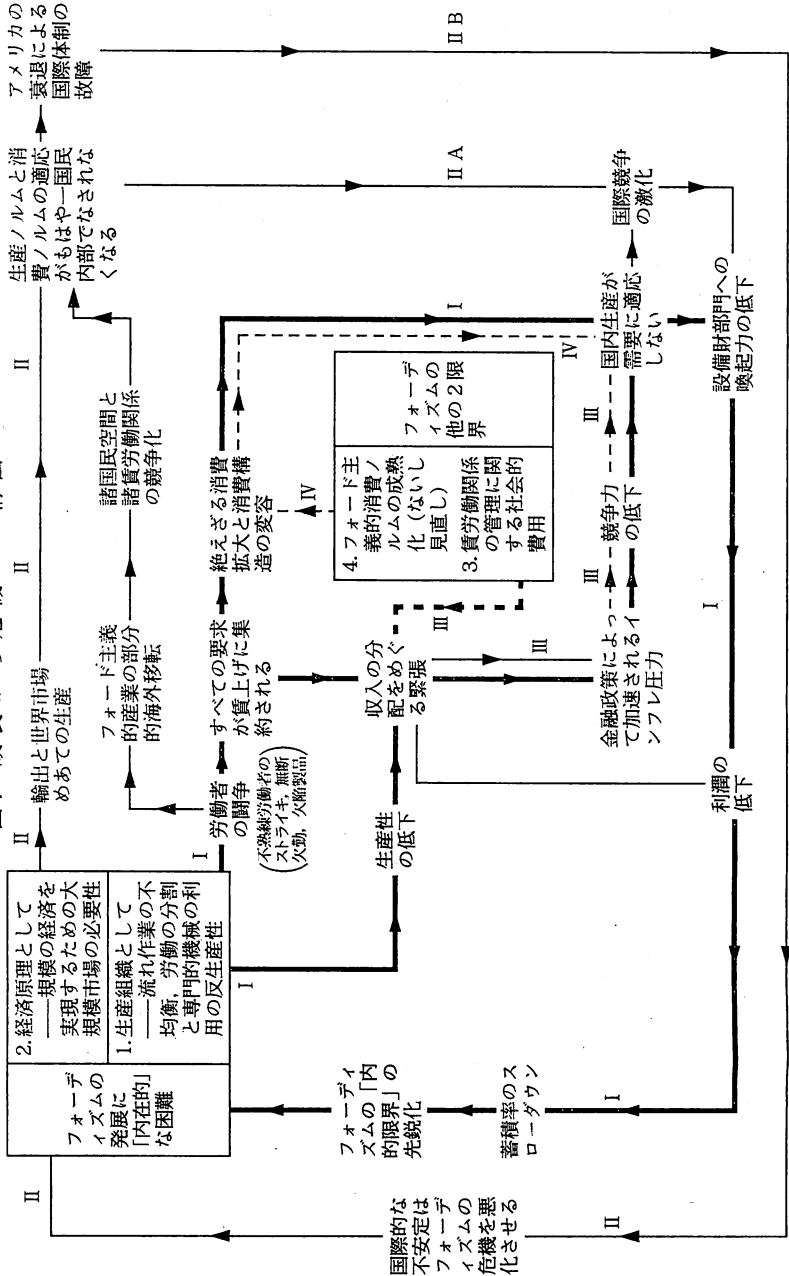
の生活」といった「社会的なもの」の保証に積極的に介入したことである。このような特徴をもつ国家が1970年代中頃から諸種の困難に直面し、一つの困難を打開しようとする試みが別のより一層大きな困難を生み出すという悪循環の状況が1990年代の現在までつついている。不況（失業）を打開しようとした1970年代後半のケインズ主義政策は、不況に加えて高インフレをもたらした。また、1980年代に反ケインズ主義を掲げて登場した新自由主義は、インフレ抑制に成功したとはいえ、1980年代を通じて「社会的なもの」の保証から後退した結果、教育とインフラの軽視に起因する国際競争力の低下（経済的危機）や、福祉予算の削減による貧困層の増加と社会の分解（ロス暴動の背後にある社会的危機）を招き、国家の危機をかえって深刻化させたのである。

ではなぜ現代国家は危機にあり、国家の新しい形態がさまざまな立場から提唱されているのだろうか。この論点にかんして、経済学者の意見はつぎの点ではほぼ一致している。すなわち、生産と市場の国際化が飛躍的に進んだ結果、閉鎖経済を想定したケインズ主義的政策は有効性を失った、というのが共通の理解である。しかし、現代国家の危機の原因の究明は、経済の国際化を促進したもっと根底的な要因の解明にまで掘り下げられねばならない。これから検討するように、フォードイズムおよび「社会的妥協」の危機が、経済の国際化と国家の危機の根底にあるのである。前者の認識を欠くならば、後者の十分な理解は望めないのである。以下、図1にしたがって、フォードイズムの蓄積体制の危機→社会的妥協の危機→現代国家の危機という論理を説明することにした⁸⁾。

〔循環 I〕：危機の主要な回路は、「テーラー主義プラス機械化」という労働編成の生産性の源泉が枯渇し、新機械の導入や職務の細分化・増大により生産性上昇率が次第に鈍化することに起因して、所得分配をめぐる労使の緊張が高まり、生産性インデックス賃金が見直される結果、生産性一賃金一消費という

8) 以下の危機の説明は、基本的には Boyer R. (1986b) にもとづいている。

図1 成長から危機への構図



出所：Boyer R. (1986 b), P. 213. 井上記, 87ページ。

回路が混乱し、さらには消費の落ち込みにともなって投資が停滞し生産性を永続的に鈍化させる（消費—投資—生産性の回路の衰退）という循環Ⅰによって示される。また、無内容な単純反復作業にたいする不熟練労働者の反抗（無断欠勤、高い離職率、手抜きや欠陥製品、山猫スト）も生産性の低下の大きな要因となり、フォードイズムの蓄積体制の危機を深化・波及させた。

〔循環ⅡA〕：これは危機の副次的回路であって、経済循環の国内的完結を保証していた生産ノルムと消費ノルムの適応が輸出拡大をめぐる国際競争の激化とともに崩れ、国内的生産ノルムは国際的生産ノルムに従わねばならなくなり（国際制約の強化）、従来の一国的なケインズ主義的景気浮揚策による需要危機への対応が困難になっていることを示している。

〔循環ⅡB〕：これは輸出競争を通じて日本とヨーロッパの生産ノルムがアメリカのそれに追いついた結果、アメリカのヘゲモニーによって保証されてきた国際的なゲームのルールである「国際体制」が危機に陥り、この危機がフォードイズムの危機を悪化させていることを示している。

以上の循環Ⅰと循環Ⅱは生産ノルムの限界から出発し、生産ノルムと消費ノルムをつなぐマクロ的回路が混乱し危機に陥るという議論であったが、つぎの危機回路はフォードイズムの成熟ともなう消費ノルムの限界を出発点とする議論である。

〔循環Ⅲ〕：危機の第三の回路は、フォードイズムが引き起こす健康や老後の生活といった「社会的なもの」の費用が増大することに起因する。フォードイズムの発展は伝統的な消費様式を破壊し労働者を生産者としてのみならず「消費者」としても資本主義に終身的に統合する過程であるが、労働者をそのように統合するためには、直接賃金を支払うだけでなく、大家族や農村の地域社会における連帯の伝統的形態にとって代わるものとして「社会的なもの」を福祉国家（社会保障制度や失業保険制度）として制度化しなければならない。このような社会的費用の増加は大量消費ノルムを確立・波及させる上でも、景気後退局面における安全弁としても重要である。しかし、生産性が鈍化し、生産

と消費のダイナミズムが衰退するとともに、社会的費用の増加は所得分配をめぐる緊張の源泉に転化し、失業の増大による財政赤字の増加や競争力低下の要因になる。

〔循環 IV〕：危機の第四の回路は、規格品の画一的消費にたいする需要が飽和化し、需要が多様化・個性化することにもなう消費ノルムの変容に起因するものである。大量消費ノルムが変容するならば、テーラー＝フォード的労働編成の生産性は低下せざるをえない。消費ノルムの限界は生産ノルムの限界を強めるのである。

以上の4つの危機回路の進行によって、フォードイズムの蓄積体制は解体したのであるが、このようなフォードイズムの危機把握は、現代国家の危機分析についていくつかの方法的示唆をあたえていると思われる。

第一に、フォードイズムの挿入国家（ケインズ主義的総需要管理や福祉国家）はフォードイズムの蓄積体制というエンジンに支障がない限り、生産と消費の緊張や労使コンフリクトを吸収する調整様式の構成要素として機能するが、このエンジンが故障するとともに緊張や混乱を増幅・波及させる要因になる。言い換えれば、フォードイズムにおける国家介入は、景気後退期の緊張のような「小危機」の解決には有効であるが、蓄積体制の危機のような「大危機」の解決には無力なのである。現代国家の危機は、それ自体としてではなく、蓄積体制とその調整様式の危機という観点から分析する必要があるのである。

第二に、フォードイズムの蓄積体制の解体が「社会的妥協の危機」を引き起こしていることである。社会的妥協の危機とは、生産方法の決定については経営陣に一任し、生産性配分については生産性インデックス賃金を獲得するという「労使のフォード主義的妥協」の危機であり、「社会的なもの」を福祉国家の形態で管理主義的に確保することにたいする不信であり、生産性上昇と購買力上昇を直結させる量的「進歩観」の危機である。いわゆる福祉国家の危機は、フォードイズムの蓄積体制を調整した社会的妥協の危機の反映なのである。社会的妥協の危機とその再編成の観点から国家の危機を検討する視角がこ

こから出てくる。

第三に、フォードイズムの危機が国際関係の危機をともなっており、国際競争の激化の中で国際的生産ノルムと国内的生産ノルムの緊張が高まっていることを考慮するならば、現代国家の危機は、「国際体制への各国民的蓄積体制の挿入形態の危機」という観点から分析されねばならない。この分析視角を深めるには、レギュレーション学派の「制度化された妥協」という国家规定のみでは不十分であって、ジェソップが指摘するように、インター・ステイト・システムの中で独自の蓄積戦略を構想し実践するアクターという国家规定を加える必要がある⁹⁾。

以上の三点を念頭において、ポスト・フォードイズムにおける国家形態の問題を検討することにしたい。

3 ポスト・フォードイズムと挿入国家の新しい型

ポスト・フォードイズムには三つの意味がある。それは、第一にアフター・フォードイズム（フォードイズム以後）という時期区分、第二にフォードイズムの危機を打開しようとするアクター（企業、労働組合、政府、市民団体）の戦略的行動が作り出す過渡期的現象、第三にフォードイズムの二重の危機（生産ノルムの危機と消費ノルムの危機）からの脱出戦略が成功する程度に応じて見えてくる新しい蓄積体制と調整様式、を意味する。したがって、ポスト・フォードイズムは、フォードイズム以後というたんなる時期区分を越える意味をもち、また、新しい蓄積体制と調整様式を直接的に指示するというよりも、フォードイズムの危機からの脱却プロセスに注目する用語である。

ボワイエとリピエッツによるつぎの二つの図式は、レギュレーション学派がポスト・フォードイズムを分析する基本視角を示している。よく知られている図式なので詳しい説明はしないが、この図式の特徴はフォードイズムの危機、と

9) Jessop B. (1994) を参照のこと。

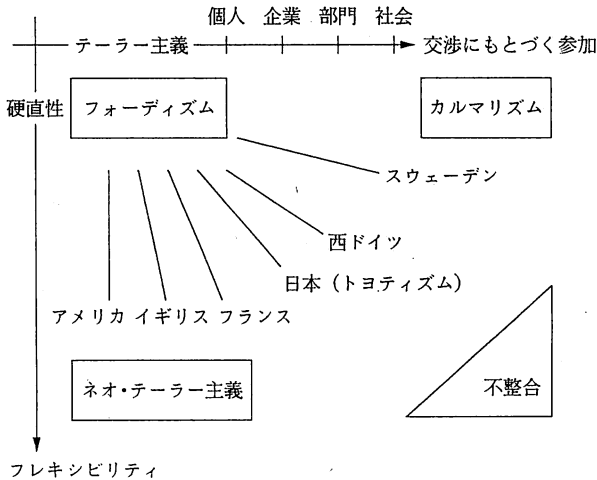
図2 フレキシビリティの争点に関する対照的な視座

戦略タイプ 危機理解 の仕方	守りのフレキシビリティ	攻めのフレキシビリティ
過渡的現象 〔一時的危機〕	I 過去の（とくに賃金の）不均衡 解消政策は、以前の国民的・国際 的な成長に復帰するのに必要な唯 一の前提条件である	II 国際的ヒエラルキーにおける自 由の地位を引き上げるための手段 ／従来通りの統合と動態にもとづ く国際体制の内部での成長の回復 〔国際体制の危機を認めない〕
構造的現象 〔構造的危機〕	III 理論的には、(19世紀的な) 実際 の競争メカニズムあるいは(ワル ラス的な) 理念化されたそれへの 復帰に示されるような、極端な形 態のフレキシビリティ 事実上は、賃労働者階級の分断 化の進行	IV 争点は新たな賃労働関係の追求 に他ならない ブルードンの賃労働関係〔複能 地労働者〕？ ネオ・フォーディズムの賃労働 関係？

出所：Boyer R. (1986b), p. 278. 井上訳, 191ページ。

なお、図中の〔 〕は引用者による補足である。

図3 アフター・フォーディズムの労使関係



出所：A. リピエッツ (1993), 291ページ。

りわけフォード的賃労働関係の危機から脱出戦略として、「攻めのフレキシビリティ（柔軟性）」と「守りのフレキシビリティ」を引き出し、両者の正反対の性格を強調していることである。「攻めのフレキシビリティ」が、フォード主義的妥協のメリット（契約賃金、長期的雇用契約）を維持しつつ労働編成のあり方を脱テラー主義的方向（労働者の技能・創意・責任の重視）に変える戦略であるのに対し、「守りのフレキシビリティ」は、労働編成のテラー主義的性格をむしろ強化しながら（「コンピューターに支援されたテラー主義」）フォード主義的妥協のメリットを解体し、賃金決定や雇用形態を柔軟にする（労働組合の弱体化、競争賃金、不安定就業層の増大）戦略である。レギュレーション学派はこの対立的図式にもとづいて、フォードイズムの危機の帰結として国際競争が激化した1980年代を総括し、貿易戦争において「攻めのフレキシビリティ」を採った旧西ドイツ・日本・スウェーデンが「守りのフレキシビリティ」を採ったアメリカ・イギリス・フランスに勝利した事実から、「攻めのフレキシビリティ」戦略が「労使のフォード主義的妥協」にとって代わりうるオルタナティブであると結論づける。

このような賃労働関係のあり方をめぐる二つの戦略の対立は、国家介入のあり方についての対立にも反映する。「攻めのフレキシビリティ」戦略が教育や技能訓練やインフラにたいする効果的な国家介入を強調するのに対し、「守りのフレキシビリティ」戦略はフォードイズムの媒介的な制度諸形態である団体交渉制度や社会保障制度を解体し、国家介入の撤廃と市場による賃労働関係の調整への復帰、つまり19世紀型の自由主義的国家理念（所有権の保護とインフラの整備に限定された国家形態）への復帰を主張する。しかしレギュレーション学派によれば、1980年代における「攻めのフレキシビリティ」戦略の優位確立は、経済活動に積極的に介入する挿入国家の新しい型の可能性を示唆しているのである¹⁰⁾。ボワイエは、1980年代のかかる帰結をつぎのように総括する。

10) R. ボワイエ（1992）、清水耕一編訳、281ページ。

「1980年代半ば……世論を説得することに成功した自由主義の賛美者と保守党政府によれば、所有権、契約、通貨安定を保証しうる最低限の国家こそ、成長を刺激するために達成すべき目標であった。だが、1990年初めの現在、……最低限の国家という考え方について、正反対の評価を示唆することができる。インフラ、技能形成、教育に要する支出を大幅に削減した諸国はいずれも深刻な生産性の危機に苦しんでいる」¹¹⁾。したがってアグリエッタも指摘するように、フォーディズムの危機を打開するために「必要となるのは、国家を最低限の役割に還元することではなく、国家の役割を再定義することである」¹²⁾。

以上のように、フォード的賃労働関係の危機を「攻めのフレキシビリティ」で打開するか、それとも、「守りのフレキシビリティ」で打開するかという分析視角は、経済／国家関係の形態をめぐる1980年における最大の争点の意味を明らかにすると同時に、フォーディズムの危機への対応を通じてフォーディズムを調整したのとは別の挿入国家の新形態が出現しつつあることを示唆するという重要な意義をもっている。しかし、このような意義を有するにもかかわらず、この分析視角は、フォーディズムの危機の下での現代国家の危機と国家形態の変容という問題に含まれるその他の重要な側面を捉えるものではないと思われる。国家については、この分析視角からは落ちてしまう論点があるのである。先に指摘した現代国家の危機にかんする第二、第三の論点がそれである。

この分析視角は、社会的妥協の危機と新しい妥協形成の困難性という問題を取り扱うことができない。フォーディズムの妥協が解体しているのに、新しい社会的妥協の形成が困難であるところに、今日の危機の深刻さが存在するのである。いわゆる福祉国家の危機についても、1970年代後半の財政危機の段階

11) Boyer R. (1986b), 訳, 23ページ [これは1992年7月執筆の「日本語版への序文」の文章である]。

12) Aglietta M. et Brender A. (1984), 訳, 9-10ページ [これは1990年2月執筆の「日本語版への序文」の文章である]。

（高負担には反対、高福祉には賛成）、1980年代前半の「社会的なもの」の公的制度化の後退の段階につづいて、1980年代半ばからは福祉国家の正統性自体が問われるようになってきており（福祉国家の政治的・イデオロギー的土台の浸食、組合運動の停滞）、「攻めのフレキシビリティ」の方向で「社会的なもの」についての妥協を制度化することは容易ではないのである（ブチ論文参照）。ボワイエの図式もリピエッツの図式も、「攻めのフレキシビリティ」の方向で新しい労使妥協や「社会的なもの」の制度化が実現する道、すなわち「勤労者民主制」の可能性をやや楽観的に描写するきらいがある。リピエッツの図式は労使交渉のレベル（個人、企業、産業部門、社会全体）という形で社会的妥協の問題を組み込もうとしているが、効率（生産性、品質）と配分的公正という点ですぐれている「攻めのフレキシビリティ」戦略がなぜ新しい社会的妥協の凝集力になりえないかという論点を議論する枠組みを提供しているとは言えないのである。ともすればこのリピエッツ図式は、新しい労使妥協および社会的妥協が困難な原因として、国際競争の激化による国内的選択の自律度減少を過度に強調する傾向がある。しかし、リピエッツ図式はもともと、国際体制への各国民経済の挿入形態の問題を捨象したかなり理想的レベルの図式であって、新しい妥協形成が困難な原因を国際的な要因に求めるのは論理的な飛躍であろう。また、ボワイエの図式は、リピエッツ図式とは違って「国際体制への各国民経済の統合」という問題を組み込もうとする利点をもっているが、社会的妥協の問題を議論する枠組みとしてはリピエッツ図式よりも不十分である。結論的に言えば、ボワイエ図式もリピエッツ図式も、なぜ「攻めのフレキシビリティ」戦略の波及がこれほど困難なのかという論点を看過しているのである。この論点を検討するためには、国際関係の危機打開との関連で各国における新しい妥協形成を議論することに加えて、国民国家が新しい妥協形成の社会的・経済的枠組みかどうかを問う必要があろう。つまり、レギュレーション学派の「勤労者民主制」の提案は、新しい社会的妥協の理念を示してはいるが、新しい社会的妥協がおこなわれる空間的枠組み（国民国家か、地域か、超国民的規模か）や新しい妥協形成の

困難性¹³⁾の問題を捨象した議論にとどまっている。もっと言えば、「制度化された妥協」というレギュレーション学派に独自の国家論に立ち帰り、この国家規定を方法的に反省しつつ、挿入国家の新しい型の問題を議論する必要があるのである。

しかし、プーランザスの「社会関係としての国家」という規定を深化させた「制度化された妥協」という国家規定だけでは、挿入国家の新しい型を十分に分析することはできない。諸階級や諸集団から相対的に自律した制度形態としての国家は、社会的妥協や合意を集約し正統性を付与する制度的形態にとどまらない。それは独自の戦略を構想し実行するアクターなのである。ポワイエ図式は国際体制への各国民経済の統合の問題を取り入れることによって、国際関係の危機の中で独自の行為主体としての国家がフォーディズムの危機にどのように対応するかを議論しうる出発点を提供している。だが、レギュレーション学派に共通の弱さでもあるが、それ自身が調整の独自の対象である国家という理解が希薄なために、ポワイエの議論は国家のレベルにおける「攻めのフレキシビリティ」を示唆するだけに終始しているのである。「制度化された妥協」という国家規定に、「調整の独自の対象」としての国家(ジェソップ)という規定を加えるならば、挿入国家の新しい型は「ポスト・ケインズ国家」や「ポスト・フォード主義的国家」のような消極的な規定ではなく、もっと積極的な特質を有するものとして規定されるであろう¹⁴⁾。

13) 「攻めのフレキシビリティ」を制度化する困難性から、つぎの節で指摘するように、「制度化された妥協」の概念およびふたつのフレキシビリティ戦略を対照させる分析視角の撤回が生じたように思われる。このような理論的転換の時期は、「なぜ制度的移行はそれほど困難なのだろうか」という題の論文(Boyer R. et Orlean A. (1991))が執筆されたころであろう。そしてこれは、レギュレーション理論のミクロ的基礎としてのコンヴァンション理論の採用と、コンヴァンションによる制度発生と制度変化の議論に通じていると思われる。詳しくは、Futur antérieur (1994)を参照されたい。

14) Jessop B. (1994)はこのような観点から、挿入国家の新しい形態を「シュンペーター的勤勉国家」と規定している。

4 「制度化された妥協」の概念と新しい合意形成の困難性

すでに指摘したように、フォードイズムの蓄積体制の危機は、労使のフォード主義的妥協(生産性インデックス賃金)や福祉国家(市民と国家の妥協という形をとった労働と資本の妥協)の緊張を高め、これらの社会的妥協を解体させた。だが、流れにまかせておけば、新しい蓄積体制を方向づけるような社会的妥協が自ずと生まれるわけでは決してない。また、経済危機の打開をすべて市場に委ねれば、混乱と社会統合の危機が生じるだけであって、市場の作用に新しい妥協や制度の創生を期待するのは幻想である¹⁵⁾。ポワイエが繰り返し指摘するように、市場は少なくとも最小限は組織されないと規則性を生み出しえないのであって、いわんや新しい制度諸形態を作り構造的危機から脱出する課題を市場だけに任せることなどではしない相談である¹⁶⁾。

社会的なものの制度化にしても、1980年代における各国の経験が示しているように、新しい合意形成の道は極めて困難である。レギュレーション学派自身がこのような困難をいやというほど味わってきた。レギュレーション学派はまず1970年代初頭に、政府の長期経済計画に携わるエンジニア・エコノミストとしての経験を通じて伝統的なケインズ主義政策の無力化を自覚し、経済危機の根底にはフォードイズムとフォード主義的労使妥協の危機が存在することを認識する。ついで1981年の社会党政権樹立に際し、レギュレーション学派は「攻めのフレキシビリティ」戦略にもとづく「勤労者民主制」¹⁷⁾(「脱テラー主義的労働編成+賃金・雇用・時短・社会保障にたいする権利)を提案するが、この左翼政権はレギュレーション学派の提案を受け入れず、フォード主義的労使関係の問題に手をつけることなく「左翼ケインズ主義政策」(需要サイドの危機への対応)を実行する。この左翼ケインズ主義政策の失敗が明白になった1983年、左翼政権が「守りのフレキシビリティ」戦略(コンピューターに支援されたテラー主義)の方

15) 齊藤日出治(1994)を参照のこと。

16) 例えば、R. ポワイエ(1992)、清水耕一編訳、181—182ページ、若森章孝(1993a)を参照のこと。

17) 山田鋭夫(1991)、152ページ以下を参照のこと。

に急旋回するのを確認して、レギュラシオン学派の大部分はこの政権とは最終的に袂を分かつことになる。他方、複数の労働組合に分裂している労働側も、フォード主義的妥協の既得権に固執し、「攻めのフレキシビリティ」戦略に消極的である。レギュラシオン学派は、効率と公正の両面から見て新しい社会的妥協のコアになりうると考えられる、それゆえ将来の社会的妥協を先取りする勤労者民主制の提案を受け入れる行為主体を、フランスにおいては国家の内部や左派政党のうちにも、労働組合や経営者のうちにも見出すことができるのである。「勤労者民主制」の理念のこのような挫折にもかかわらず、レギュラシオン学派は1983年以後もなおフォードイズムの危機を打開する各国の試みのうちに(スウェーデン、西ドイツ、日本)、あるいはEC市場統合のプロセス(市場ヨーロッパか社会ヨーロッパかをめぐる論争)のうちに、将来の社会的妥協や新しい制度諸形態の確立につながっていくエレメントを検出しようと努め、「空想マクロ経済学」を構想しつづけている¹⁸⁾。

図4 勤 労 者 民 主 制

労働編成 労働者の利益		⊖←.....勤労者の参加意識.....→⊕	
		典型的な フォードイズム	フレキシブルな 差異化された生産
↓ コ ン ト ロ ール ↓	1 賃 金 決 定	フランス・アメリカ 合衆国モデル	イタリア
	2 雇 用 安 定	アメリカ合衆国 サターン計画	日本
	3 労 働 時 間 短 縮		西ドイツ
	4 社 会 福 祉		スウェーデン
	5 投 資 決 定 へ の 参 加		勤労者民主制

出所：R. ボワイエ (1990), 157ページ。

18) ボワイエは、フォードイズムにとって代わりうる新しい発展モデルの要素として、ポスト・フォードイズムの賃労働関係(製品の質と賃労働者の参加を高めるような賃労働関係の制度化)、企業間関係の形態としての「垂直的準統合」、挿入国家の新しい形態(私的論理と公的論理の結合)、国際システム(協力の制度化)などをあげている。詳しくは、Boyer R. (1986b) の井上泰夫による訳者解説を参照されたい。なお、ポスト・フォードイズム論については、井上泰夫 (1987) が必読文献である。

とはいえ、このような努力をつづけるなかで、「制度化された妥協」という理念がレギュレーション理論にたいしてもっている意義が次第に見失われてきたように思われる。実際、別の機会に述べたように、近年のレギュレーション学派の資本主義変容の研究のなかでは、諸制度や長期的妥協は諸階級間のコンフリクトを通じて発生するという認識が後退し、諸制度は差異的な個人間の合意や協定から発生するというコンヴェンション理論的視点が強調されつつあるのである¹⁹⁾。もし「制度化された妥協」という理念が放棄されるならば、レギュレーション理論はマルクスの資本主義認識（より正確に言えば、構造主義的マルクス主義とケインズ主義を批判的に継承する政治経済学という当初の立場）と最終的に決別し、それまでとは別の種類の「制度の経済学」、「効率と公正の経済学」として再構成されていくことになる。レギュレーション理論は目下、極めて深刻な理論的分岐点にある。

5 社会的妥協レベルの重層化と地方化

新しい社会的妥協と制度諸形態の形成を困難にしている要因として、経営者の選択を「攻めのフレキシビリティ」の方に仕向けるアクターとして行動することが期待される労働組合の弱体化と交渉力の低下（いわゆる「譲歩交渉」）、勤労者層の個人主義化（生産点や消費部面における自律性要求と「制度化された妥協」の集権的形態との対立）、生産ノルムと消費ノルムの国内的適応の解体と生産・消費の国際化、国際競争の激化と対外制約の強化の下での各国の選択幅の縮小などを指摘することができる。しかし、新しい社会的妥協の形成をむつかしくしている根本的な問題は、個々の要因というよりも、これらの要因全体が社会的妥協レベルを重層化多元化させていることにあるように思われる。言い換えれば、労使妥協や「社会的なもの」についての妥協をフォーディズム時代のように中央集権的な形で制度化し正統化することが困難になっているのであり、社会的妥協のレベルは、超国民的レベル、地方レベルに三層化しつつある。諸階

19) 若森章孝・大田一廣（1994）を参照のこと。

級・諸階層間の妥協を集約しこれに正統性の形態を付与する国民国家の排他的権限の一部が、超国民的レベルという上方と地方レベルという下方に譲渡され始めている。一方では国際制約の影響を厳しく見るアグリエッタが指摘するように、生産ノルムと消費ノルムのマクロ的連関を国内的に制度化するのはもはや不可能であり、「攻めのフレキシビリティ」にもとづくポスト・フォーディズム的蓄積体制と調整様式はヨーロッパという超国民的レベルにおいてのみ実現可能なのである。他方ではプチが指摘するように、フォーディズムの危機の下での経済の国際化とサービス化が社会的妥協の地方化を促進し、地方(地域)が社会的イノベーションの場になり始めているのである²⁰⁾。

ここで提起されている課題は、地域的なもの(ローカルなもの)、国民的なもの(ナショナルなもの)、超国民的なもの(supra-national)はどのような重層的關係を構成するのか、そして、ポスト・フォーディズムにおいてはどのレベルの社会的妥協がもっとも重要な意味をもつのか、という問題の理論的解明である。

言うまでもなく、フォーディズムの下では、「ナショナルなレベルで経済的なもの(生産ノルムと消費ノルムのマクロ的連関)と社会的なもの(雇用、医療、教育、年金)」を同時に保証する妥協の制度化がおこなわれ、ローカルなレベルと超国民的レベルは付屬的な意義しかもっていなかった。とりわけ地方政府は、中央のケインズ主義的福祉国家の出先機関にすぎず、完全雇用のための産業誘致や大量消費ノルム普及のためのインフラ整備などの中央政府の下請け的役割を越えることができなかった。しかし、フォーディズムの危機はナショナルなレベルにおける「制度化された妥協」の見直しを迫り、ローカルなレベルおよび超国民的レベルが有する固有の意義をクローズアップさせることになった。「守りのフレキシビリティ」を主張する新自由主義の理念は、ナショナルなレ

20) 地域(地方)が社会的イノベーションの場になり、そこに地域産業ネットワークが成立する可能性については、須藤修(1990)、(1993)を参照のこと。またこの問題は、いわゆる「社会的経済」のテーマと密接に関連しているが、社会的経済については、Héritier P. (1988), Laville J-L (1993)を参照のこと。

ベルにおける「制度化された妥協」を解体し、経済的なものは超国民的レベルにおける市場競争に、社会的なもの確保はローカルなレベルにおける個人の自己責任（家族）に委ねようとするものである。国際化の進展によって超国民的レベルの重要性が高まるとともに、ローカルなレベルの重要性も高まるという相互促進の関係が存在する。例えば地方政府も、グローバルな経済ネットワークの自律的要素となった地域経済の競争力強化のために、「地域協力関係の新形態」（職業訓練、地域のベンチャー企業や研究機関や労働組合との連携）に関心をもつようになる²¹⁾。

このような文脈のなかで新しい社会的妥協の問題を検討するには、新たな方法的概念が必要である。領域分散型垂直的準統合と領域統合型垂直的準統合という、企業間関係および産業組織にかんする概念装置がそれである。垂直的準統合とは、作業の外部化＝下請け化による垂直的分散のメリット（労働費用や監督費用の削減、研究開発のリスクの分散）に加えて、親企業と下請け企業をジャスト・イン・タイムで連結することを通じて垂直的統合のメリット（取引費用や調達費用、組織化費用の削減）をも引き出すような、企業間関係のあり方を指す用語である。この垂直的準統合には、大企業が低熟練の作業を外部化する場合と高度の熟練を要する作業や研究開発を外部化する場合の二つのケースが考えられる。前者のケースは、アメリカの多国籍企業に典型的に見られるような領域分散型垂直的準統合であって、研究開発や長期的戦略の仕事は本国の中心都市にある大企業が独占し、生産や販売の業務は労働コストや輸送コストを考慮して世界各地の子会社に外部化される。後者のケースは、ドイツのバーデン・ヴェルテンベルクやサード・イタリアに典型的に見られるような領域統合型垂直的準統合であって、大企業を結節点として、独自の研究開発能力をもつ専門化企業、中小企業、地方の研究センターと金融機関、地方公共団体が地域産業ネットワークを構成する。リピエツは前者を「貧弱な」垂直的準統合、後者を

21) Lipietz A. (1985a) を参照のこと。

「充実した」垂直的準統合と呼んでいる²²⁾。

ところで、このような垂直的準統合の形態は賃労働関係のあり方と密接に関連している。単純化して言えば、領域分散型垂直的準統合は「守りのフレキシビリティ」(ネオテラー主義型)と、領域統合型垂直的準統合は「攻めのフレキシビリティ」(カルマリズム型)と結びつく傾向がある。また、領域統合型の企業間関係と「攻めのフレキシビリティ」型の賃労働関係が有機的に結びつくためには、リピエッツが「地域ヘゲモニー・ブロック bloc hégémonique territorialisé」²³⁾と呼ぶ地方レベルにおける社会的妥協の構築が必要である。

「領域統合型垂直的準統合+攻めのフレキシビリティ」という発展モデルは地域ヘゲモニー・ブロックの形成を促進する要因であるが、地域ヘゲモニー・ブロックの形成なしに新しい発展モデルの発展を語ることはできない。いずれにせよ、社会的妥協レベルの地方化を検討するうえで、垂直的準統合、攻めのフレキシビリティ、地域ヘゲモニー・ブロックという概念装置が有効であることは確かである。そして、このように社会的妥協レベルが地方化するならば、国民国家はもはや「制度化された妥協」の集約的形態ではなくなる。中央と地方の関係がフォーディズム時代とは逆になり、地方レベルの社会的妥協を保証し発展させていけるように、国民国家のあり方が変容しなければならないであろう。とはいえ、諸地域間の競争を方向づけるゲームのルールを制度化するメタレベルが依然として必要であるので、国民国家はしばらくのあいだ労使協定や社会保障や税率について交渉し社会契約を結ぶ場所でありつづけるであろう²⁴⁾。

22) A. リピエッツ (1993), 井上泰夫・若森章孝編訳, 第10章と第14章, 平田清明 (1993) を参照のこと。

23) Benko G. et Lipietz A. eds. (1992), p. 364.

24) 本稿はつぎにジェップの「シュンペーター的勤勉国家」論の検討を通じて、フォーディズムの危機にたいする国家の独自の対応を議論し、さらにポスト・フォーディズムの国家の全体像に接近する予定であったが、この課題は別の機会に譲ることにしたい。この課題にかかわる研究として、Boismenu et Drache D. dir (1990), Bonfeld W. et Holloway J. (1991), Carnoy M. (1984), Futur antérieur (1994), 池田信 (1993), 平田清明 (1993), Hirsch J. (1991), Jessop B. (1994), 加藤哲郎

最後に一言。木村雄二郎先生は、どのような国家像を想定して計画経済論の研究をされてきたのだろうか。「いばらず、かざらず、きどらず」の国家であろうか。お元気なときにお尋ねしておきたかった点である。合掌。

参 考 文 献

- [1] 安孫子誠男 (1992), 「技術—経済パラダイム論の問題像」, 『千葉大学教養部研究報告』A-25。
- [2] Aglietta M. et Brender A. (1984), *Les métamorphoses de la société salariale*, Calmann-Lévy. [斉藤日出治ほか訳『勤労者社会の転換』日本評論社, 1990年].
- [3] 足立正樹編 (1988), 『福祉同家の歴史と展望』法律文化社。
- [4] Benko G. et Dunford M. (1991), *Industrial change and regional development*, Belhaven Press.
- [5] Benko G. et Lipietz A. eds. (1992), *Les régions qui gagnent*, PUF.
- [6] Bertramsen René B., Peter J., Thomsen F., and Torfing J. (1991), *State, Economy and Society*, Unwin Hyman.
- [7] Boismenu et Drache D. dir (1990), *Politique et Régulation*, Editions du Méridien.
- [8] Bonefeld W. et Holloway J. (1991), *Post-Fordism and Social Form*, Capital and Class/Macmillan Series.
- [9] Boyer R. (1986a), *La théorie de la régulation*, La Découverte. [山田鋭夫訳『レギュラシオン理論』藤原書店, 1989年].
- [10] Boyer R. (1986b), *La flexibilité du travail en Europe*, La Découverte. [井上泰夫訳『第二の大転換』藤原書店, 1992年].
- [11] R. ボワイエ (1990), 山田鋭夫・井上泰夫編訳『入門・レギュラシオン』藤原書店。
- [12] Boyer R. et Orlean A. (1991), Why are institutional transitions so difficult?, CEPREMAP, No. 9139.
- [13] R. ボワイエ (1992), 清水耕一編訳『レギュラシオン』ミネルヴァ書房, 1992年。
- [14] Carnoy M. (1984), *The State & Political Theory*. [加藤・黒沢・昼神監訳『国家と政治理論』御茶の水書房, 1992年].
- [15] Delorme R. (1984), 'Compromis institutionnalisés, Etat inséré et crise de l'Etat inséré', *Critiques de l'économie politique*, No. 26-27.
- [16] Delorme R. (1990), The state and economic development, CEPREMAP, No. 9102.

(1991), 木原滋也 (1992), 宮本太郎 (1989), 毛利健三 (1990), 中島康予 (1993) などがある。参照されたい。

- [17] Donzelot J. (1977), *La police des familles*, Editions de Mlinuit. [宇波彰訳『家族に介入する社会』新曜社, 1991年]。
- [18] Donzelot J. (1984), *L'invention du social*, Fayard.
- [19] Dosi G. et al. eds. (1988), *Technical Change and Economic Theory*, Pinter Publishers.
- [20] Esping-Andersen G. (1985), *Politics against Markets*, Princeton U. P.
- [21] Esping-Andersen G. (1990), *The Three Worlds of Capitalism*, Polity Press.
- [22] Ewald François (1986), *L'Etat providence*, Bernard Grasset.
- [23] Flora P. (1989), 毛利健三訳「工業社会型福祉国家から脱工業社会型福祉国家へ?」, 『社会科学研究』(東京大) 第41巻第1号。
- [24] Freeman C. (1987), *Economic Performance and Lessons from Japan*, Pinter Publishers. [大野喜久之監訳『技術政策と経済パフォーマンス』見洋書房, 1989年]。
- [25] Futur antérieur (1994), *Ecole de la régulation et critique de la raison économique*, Harmattan.
- [26] Héritier P. (1988), *Nouvelle croissance et emploi*, Syros. [若森章孝監訳『オルタナティブ・エコノミーへの道』大村書店, 1991年]。
- [27] Héritier P. et alii (1991), *Les enjeux de l'Europe sociale* La Découverte.
- [28] 樋口 進 (1989), 「現代資本主義における階級関係の変化をめぐって」, 『ソシオロジ』第34巻第2号。
- [29] 平田清明 (1993), 『市民社会とレギュレーション』岩波書店。
- [30] 平田清明 (1994), 「現代市民社会と企業国家」, 『現代市民社会と企業国家』御茶の水書房。
- [31] Hirsch J. (1991), Fordism and post-Fordism, in Bonefeld W. et Holloway J. eds., *post-Fordism and Social Form, Capital and Class*/Macmillan Series.
- [32] 池田 信 (1993), 「国家論と社会政策研究——ジェソップ国家論に学ぶ——」, 『経済学論究』(関西学院大) 第46巻選4号。
- [33] 井上泰夫 (1987), 「ポスト・フォードイズムの展望」, 平田清明ほか編『現代市民社会の旋回』昭和堂。
- [34] 一圓光彌 (1993), 『自ら築く福祉』大蔵省印刷局。
- [35] 伊藤 誠 (1990), 『逆流する資本主義』東洋経済新報社。
- [36] 伊藤正純 (1994) 「フォードイズムのオルタナティブは?」, 『桃山学院大学教育研究所 研究紀要』第3号。
- [37] 伊藤光晴 (1993), 「シュンペーターの現代的意味」, 『週刊東洋経済』7月31日号。
- [38] Jessop B. (1989), “Régulation theories in retrospect and prospect,” in *Economies et Sociétés, Théorie de la régulation* No. 4, novembre 1989.

- [39] Jessop B. (1994), The transition to post-fordism and the Schumpeterian workfare state, in Burrows R. et Loader B., *Towards a Post-Fordist Welfare State?*, Routledge.
- [40] 加藤 節 (1992), 「人間と国家」, 『世界』 3月号。
- [41] 加藤哲郎 (1991), 「多国籍企業と国民国家・序説」, 『一橋論叢』 第105巻第2号。
- [42] 加藤哲郎 (1992), 『社会と国家』 岩波書店。
- [43] 木原滋也 (1992), 「国家へのレギュレーション・アプローチ——B. ジェソップを中心として——」, 『経済評論』 1992年1月号。
- [44] Laville J-L (1993), *Les services de proximité en Europe*, Syros.
- [45] Lipietz A. (1985 a), Le national et le régional: quelle autonomie face à la crise capitaliste mondiale?, *CEPREMAP*, No. 8521.
- [46] Lipietz A. (1985 b), *Mirages et miracles*, La Découverte. [若森章孝・井上泰夫訳『奇跡と幻影』新評論, 1987年]。
- [47] Lipietz A. (1986), Caractères seculaires et conjoncturels de l'intervention économique de l'Etat, *CEPREMAP*, No. 8621.
- [48] Lipietz A. (1988), "Reflections on Tale: the marxist foundations of the concepts of régulation and accumulation," in *Studies in Political Economy* 26, Summer.
- [49] Lipietz A. (1989), *Choisir l'audace*, La Découverte. [若森章孝訳『勇気ある選択』藤原書店, 1990年]。
- [50] A. リピエツ (1993), 井上泰夫・若森章孝編訳『レギュレーション理論の新展開』大村書店。
- [51] Mahon R. (1991), From solidaristic wages to solidaristic work: a post-fordist historic compromise for Sweden?, *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 12, No. 3.
- [52] 宮本太郎 (1989), 「ポスト・フォードイズムの社会と国家」, 『経済評論』 1989年5月号。
- [53] 毛利健三 (1990), 『イギリス福祉国家の研究』東京大学出版会。
- [54] 本山美彦 (1991), 「世界システムと国家」, 『豊かな国, 貧しい国』岩波書店, 第9章。
- [55] Murry M. (1991), The State after Henry, *Marxism Today*, May.
- [56] Nadel H. et Petit P. rassemblés. (1988), *Atour ed la Régulation*, Document du séminaire AC 2.
- [57] 中島康子 (1993), 「接合・レギュレーション・ソシエタライゼーション——レギュレーションの政治学——」(中央大学社会科学研究所編『現代国家の理論と現実』中央大学出版部)。

- [58] Noël A. (1990), "Action collective, politique partisane et relations industrielles", in Boismenu et Drache D. dir., *Politique et Régulation*, Editions du Méridien.
- [59] Petit P. (1986), *La croissance tertiaire*, Economica. [平野泰朗訳『低成長下のサービス経済』藤原書店, 1991年]。
- [60] Petit P. (1991), 井上泰夫訳「情報化・サービス化社会における非商品経済的ネットワークの意味」, 『社会運動』第133号。
- [61] Petit P. (1991), 「レギュレーション理論と賃労働関係の変容」, 海老塚明・小倉利丸編『レギュレーション・パラダイム』青弓社。
- [62] Pierson C. (1986), *Marxist Theory and Democratic Politics*, Polity Press.
- [63] 斉藤日出治 (1994), 『ノマドの時代』大村書店。
- [64] Storper M. et Scott A. J. (1992), *Pathways to Industrialization and regional development*, Routledge.
- [65] 須藤 修 (1990), 「技術変動と労使関係」, 折原裕ほか編『現代ポリティカル・エコノミーの問題構制』社会評論社。
- [66] 須藤 修 (1993), 「企業とネットワークの政治経済学」, 山之内靖ほか編『分岐する経済学』(社会科学の方法V), 岩波書店。
- [67] 田口富久治編著 (1989), 『ケインズ主義的福祉国家』青木書店。
- [68] 溪内 謙 (1988), 『現代社会主義を考える』岩波書店。
- [69] Théret B. (1990), *Croissance et crises de l'Etat*, Tomes 1, 2, 3, IRIS.
- [70] Théret B. (1992), *Régimes économiques de l'ordre politique*, PUF.
- [71] 若森章孝 (1986), 「現代資本主義と国家」, 関西大学『経済論集』第36巻第1号。
- [72] 若森章孝 (1991), 「アフター・フォーディズムにおける経済・市民社会・国家」, (山田鋭夫・須藤修編著『ポスト・フォーディズム』大村書店, 1991)。
- [73] 若森章孝 (1993a), 「レギュレーション理論／コンフリクトと制度と生活様式の経済学」, 経済社会学会編『経済・社会理論の再構築』年報第15号。
- [74] 若森章孝 (1993b), 『資本主義発展の政治経済学』関西大学出版部。
- [75] 若森章孝・大田一廣 (1994), 「レギュレーション理論と『制度の経済学』」, 関西大学『経済論集』第44巻第4号。
- [76] Wickham G. (1683), "Power and power analysis: beyond Foucault?," *Economy and Society*, Vol. 12 No. 4.
- [77] 山口 定 (1989), 『政治体制』東京大学出版会。
- [78] 山田鋭夫 (1991), 『レギュレーション・アプローチ』藤原書店。